

消防無線消防団移動局運用協定書

山武郡市広域行政組合消防本部（以下「甲」という。）芝山町（以下「乙」という。）は、甲が乙の保有する消防団本部車両（以下「車両」という。）に消防救急デュアル無線機（以下「移動局」とする。）を設置することに関し、管理及び運用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、消防組織法に基づき、災害防除対策に関し、甲と消防団が相互に迅速かつ緊密な連絡手段を確保するため車両に移動局を設置するものとする。

（設置）

第2条 甲は、乙が管理する車両に移動局を無償で貸与し設置するものとする。

（運用）

第3条 乙は、原則として、移動局からの送信は行わない。ただし緊急時において、やむを得ない場合は、この限りではない。その他、甲が別に定める運用要綱によるものとする。

（維持管理）

第4条 甲が、乙に貸与した移動局の維持管理は乙が行い、保守点検及び修理は、甲が行うものとする。ただし、正常な管理を怠ったために生じた故障や損傷の修復は乙が行うものとする。

（費用）

第5条 前条にかかる費用については、甲が負担する。ただし、正常な管理を怠ったために生じた修復の費用については、乙が負担するものとする。

（協定外の事項）

第6条 この協定書に定めるもののほか協定の円滑な実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第7条 甲と乙で締結していた「消防無線消防団移動局の設置運営及び維持管理についての協定書」はこの本協定の締結により運用が開始された時点で廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 千葉県東金市家徳384番地2
山武郡市広域行政組合
消防長 元倉 斗史一

乙 千葉県山武郡芝山町小池992番地
芝山町
芝山町長 相川 勝重